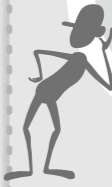


知恵の環



町では町民の皆さんのご意見をまちづくりに活かす広聴活動として、「知恵の環」を実施しています。知恵の環では、皆さんが日頃より抱えている身近な疑問や問題点、ご意見やご提案を随時受け付けています。

寄せられたご意見については、ご本人に直接回答するほか、承諾いただいた場合は、ご意見と その対応（回答）を広報紙に掲載しています。ご意見をいただきましたのでご紹介いたします。

■お問い合わせ
政策推進課

☎ 4-2511 内線 235
☆ 4-251102



Q1 貴重なご意見 ありがとうございます

IP電話は行政側にとって情報の発信に素早く、便利ですが、町民側が利用したい場合、利用できるのでしょうか？また、利用できる場合の条件や制約は何でしょうか？

先日「迷子の犬」を探すのにIP電話を利用したいと申し込んだら、「断られた」との話が聞きました。断る理由は何でしょうか？

飼い犬は毎年、お金を払って狂犬病の予防注射と登録をしています。登録をすると言うことは、行政側も

責任を持つ必要があると思います
が、いかがでしょうか？

また、行政側が「フクロウ」の飼い主を探すのには使用しても良いのでしょうか？（迷子犬やフクロウの飼い主を探すのに意味は同じと思いますが…）明確な違いを教えてください。



Q2 貴重なご意見 ありがとうございます

「フクロウ」の飼い主を探している件ですが、鳥獣保護法では許可を取れば「野鳥」を飼育することが出来るのでしょうか？

許可を得ている場合、「野鳥」に足輪のような「識別証」があると思うのですが、それで、飼い主が確認できるはずで、「識別証」が無い場合、それは完全な野生で、IP電話で飼い主を探す必要は無いと思うのですが、そこに至る状況を教えてください。

A2 意見について 回答します

野鳥を愛玩を目的として飼育することは出来ませんが、学術研究を目的とする場合など、北海道が定める鳥獣捕獲許可取扱要領の要件を満たせば飼育できます。発見されたフク

A1 意見について 回答します

行政情報知端末で発信できる情報は、下川町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例で定められており、「町政における広報事項」及び「その他、町長が必要と認める情報」としてあります。今回のフクロウのように、町内において迷子動物が発見された場合については、町政における広報事項として広く情報発信を行う必要があるため、行政情報知端末を使用しておりますが、個人のペットを探すというケ

ロウの足環は確認できませんでしたが、何かの原因で足環が外れたり、足環以外で個体識別を行っている可能性もありましたので、その時点では野鳥と断定していません。なお、発見された個体は、その後環境省によりウトナイ湖野生鳥獣保護センターに移送され、北海道と調査された結果、野生のフクロウと断定されました。健康が回復次第放鳥されます。

IPは対象外であったため、行政情報知端末での情報発信はお断りさせていただきますという経緯がございます。

犬の登録については、他の飼い犬や野犬と区別し、飼い主の責任と所在を明確にすることにより、狂犬病の発生を防止するため、狂犬病予防注射とともに狂犬病予防法により義務付けられているものであるため、飼い犬に関する責任は飼い主が負う必要があります。

